

留萌市予定価格公表実施要領

(目的)

第1条 入札・契約制度の透明性及び競争性の一層の向上を図るとともに、より公正な発注制度を確保することを目的とする。

(予定価格の公表の対象)

第2条 留萌市が競争入札に付す建設工事及び設計、測量、地質調査その他の業務委託の予定価格について、公表するものとする。

(公表の方法)

第3条 予定価格の公表については、次の方法によるものとする。

2 事前公表は、留萌市契約規則（昭和40年規則第29号。以下「規則」という。）

第24条第2項の規定による通知及び閲覧室に設置の入札内容事前公表に予定価格を記載する等の方法により行うものとし、1千万円未満を対象とする。

3 事後公表は、規則第24条第2項の規定による通知に事後公表であることを明記し、入札執行後に閲覧室に設置の入札結果に予定価格を記載する等の方法により行うものとし、1千万円以上を対象とする。

4 規則第19条の規定による低入札調査基準価格並びに最低制限価格については、入札執行前には公表しないものとし、落札者決定後においては公表できるものとする。

(予定価格調書)

第4条 予定価格調書の取扱いに当たっては、規則第15条の規定を適用する。

2 予定価格を事前公表するものについては、規則第15条第2項中「封書にする」に関する規定は適用しないものとする。

(情報公開条例)

第5条 公表された予定価格の情報は、留萌市情報公開条例第7条第1項第7号（行政運営情報）に規定する非公開情報に該当しないものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間は、第3条第2項中「1千万円未満」とあるのは、「3千万円未満」と読み替えるものとし、第3条第3項中「1千万円以上」とあるのは、「3千万円以上」と読み替えるものとする。

3 留萌市予定価格事前公表実施要領（平成14年4月1日施行）については、廃止とする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。